

岡山県立倉敷中央高等学校コンプライアンスに係る校内ルール

令和6年4月1日

校長 宮武 恭子

倉敷中央高校では、以下のルールを設けてコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

(1) 教職員と生徒間の携帯電話等による個別連絡について

携帯電話番号やメールアドレス等の交換、また携帯電話やSNS・メール等を利用した個別連絡は、原則禁止としています。特別に必要な事情がある場合は、『携帯電話承諾書』により、事前に校長及び保護者の許可を得ることとし、必要がなくなったときにはその情報を破棄します。

(2) 個別指導について

個室での個別指導は原則禁止とし、必ず複数の教員で対応しています。やむを得ず個別指導の必要がある場合には、必ず他の教職員または管理職に場所と時間の連絡・報告をします。

(3) 教職員の自家用車への生徒同乗について

教職員の自家用車に生徒を同乗させることは、原則禁止しています。ただし、公共交通機関等の制約によりやむを得ない場合には、『同乗許可書』により事前に校長及び保護者の許可を得て同乗させることがあります。なお、緊急の場合は、保護者の承認を得た上で、管理職の許可を得て同乗させることにしています。

(4) 公金等の取扱について

学校徴収金については、保護者負担の軽減に努めるとともに通帳で管理し、決算及び監査の結果を管理職が点検した後、保護者に伝えています。検定、校外模試、部活動費等についても同様です。

(5) 生徒の個人情報等の管理について

個人情報の持ち出しは、原則禁止しています。ただし、特別に必要な事情がある場合は、『個人情報持ち出し管理簿台帳』に記入し、管理職の許可を得て持ち出すことがあります。持ち出しは必要最小限とし、盗難・紛失がないよう厳重に管理を行っています。返却の報告も台帳によって行います。

(6) 教職員の校内での携帯電話使用について

校内では、原則として個人の携帯電話や ICT 機器を持ち歩かないこととしています。

(7) 部活動について

「岡山県立倉敷中央高等学校 部活動に係る活動方針」を御覧ください。

(8) 相談窓口

学校相談窓口（生徒・保護者対象） 0 8 6 - 4 6 5 - 2 5 5 9

体罰、暴言、セクハラ等全般 教頭

生徒指導に関すること 生徒指導課長

いじめ、悩み等 教育相談課長、養護教諭

※いじめに関しては、Stand by（スタンド バイ）でも相談を受け付けています。

岡山県教育委員会相談窓口（生徒・保護者対象）

人権教育・生徒指導課（いじめ、暴言、体罰等） 0 8 6 - 2 2 6 - 7 5 8 9

保健体育課（運動部） 0 8 6 - 2 2 6 - 7 5 9 2

生涯学習課（文化部） 0 8 6 - 2 2 6 - 7 5 9 6

(9) その他

本校の電話対応は、平日 8：00～18：00となっております。それ以外の時間帯は、電話応答メッセージに切り換わりますので、御了承ください。